

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法に注意!

「コロナで魚介類の産地を訪れる人が減り、困っている」等と言い、強引な勧誘や嘘で魚介類を購入させる電話勧誘が増えています。

送られてきた商品が値段に見合わない商品だったり、何度も断っているのに「送ります」と強引に言われて電話を切られた事例があります。

外出を自粛し在宅で過ごす機会が多い中、このような電話勧誘には注意してください。

■おかしいと感じたら、相手と話し込まずに「すぐに「きつぱり」と断りましょう。

■業者からの電話で契約をしたときは、「電話勧誘販売」に該当するため、特定商取引法に定める書面(例…契約書、売買契約書)を受け取った日から数えて8日間は、クーリング・オフ(無条件解除)をする

ことができます。

■電話で勧誘され、購入を承諾していないにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた時は、送り主の名称や所在地をメモしてから受け取り拒否しましょう。もし、商品を受け取ってしまったも、代金を支払う必要はありません。特定商取引法により受け取った日から14日間は商品を保管する必要がありますが、その期間内に業者が商品を引き取らなければ、消費者が自由に処分してよいことになっています。

●相談先・お問い合わせ
吾妻郡消費生活センター(☎0279・75・1166(相談窓口専用)または消費者ほっとライン「#188(いやや)」

電気・ガスの契約内容をよく確認しましょう

事業者が訪問し「契約

を変更すれば基本料金などが安くなる」と言われ、具体的にいくら安くなる等の説明も、クーリング・オフの説明もないまま、よく考えずに知らない事業者と契約してしまいう事例が増えています。

■その他事例

- ・勝手に電気の契約先を変更されていた
- ・大手ガス会社を名乗り割引プランを勧誘されたが契約先が不明だ
- ・電気料金が安くなると勧誘があり、検針票を見せるよう促された

■業者の訪問・電話があったら

- ・電気・ガスの料金のプランや算定方法をよく説明してもらい、確認しましょう
- ・勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先を確認しましょう

- ・検針票の記載情報は慎重に取り扱いましょう
- ・契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります

◆広報たかやま 1月号の誤表記について◆

「広報たかやま 1月号」裏表紙「リトルミュージアム」において以下の通り誤りがございました。

誤 「クリスマスリースを作りました！」

正 「冬の訪れを作りました！」

謹んでお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

■参考

(独)国民生活センター注意喚起情報

●相談先・お問い合わせ

吾妻郡消費生活センター(☎0279・75・1166(相談窓口専用)または消費者ほっとライン「#188(いやや)」

冬の省エネルギー

- 冬の室温は **20℃** を目安にね!
- 見てないテレビや照明は **OFF!**
- 冬の冷蔵庫の温度設定は **「中・弱」!**

関東電気保安協会 <https://www.kdh.or.jp/>

ぼくは安全エレちゃん